

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大規模災害時における精神科医療救護体制の強化のため、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）を整備する精神科病院等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象は、次の要件のいずれかを満たす、医療法第7条により規定される病院等とする。

- 一 山梨県内に所在する精神科病院
- 二 山梨県内に所在し、かつ診療科に精神科を含む病院
- 三 その他知事の認めるもの

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助金交付の対象となる補助対象事業、対象経費、基準額及び補助率は、次表のとおりとする。

- 2 対象経費に補助率を乗じた額と基準額を比較し、少ない方の額を交付する。

補助対象事業及び対象経費	基準額	補助率
DPAT の活動に必要な資器材の整備に要する経費。 資器材は、DPAT 事務局作成の DPAT 活動マニュアルに記載されているものを原則とする。ただし、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成 21 年 5 月 13 日厚生労働省発医政第 0513001 号厚生労働事務次官通知）及び山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 22 日健第 189 号）で整備したものは除く。	1 チーム当たり 1,000 千円	10/10 以内

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この

限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知する。

2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととしその旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

二 事業内容を変更する場合、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

三 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知（様式第6号）により通

知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械、器具その他の財産(以下「処分制限財産」という。)を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間(処分制限期間)内において、補助金の交付の目的に反して処分する(使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書(様式第8号)を提出し、承認を得なければならない。

2 知事は、補助対象者が処分制限財産を処分することにより利益(当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生ずる残額)が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む)には、別紙様式1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、整備保管しておかなければならない。ただし、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

- 1 この要綱は、令和6年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付申請書

このことについて、別添実施計画書のとおり実施したいので、山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 実施計画書
- 3 収支予算（見込み）書

第 号
年 月 日

補助対象者 殿

山梨県知事 印

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあったこのことについては、山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金の対象となる事業及びその事業の内容は、申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - 1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - 2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - 3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - 4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管すること。
 - 5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械、器具その他の財産（以下「取得財産等」という。）を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間（処分制限期間）内において補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第 8 号）を提出し、承認を得なければならない。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地

法人名

代表者名

印

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付要綱第6
条の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請書の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
を添付すること。

様式第 4 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付
要綱第 6 条の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて実績
を報告します。

- 1 実施報告書
- 2 収支決算（見込み）書
- 3 その他参考資料

（補助金の振込口座）

金融機関名		支店名		口座種別	
口座番号		口座名義（フリガナ）			

第 号
年 月 日

補助対象者 殿

山梨県知事 印

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金額の確定通知

年 月 日付け 第 号で交付決定したこのことについては、
山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり確定したの
で通知します。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 確定額 | 円 |
| 2 | 概算払済み額 | 円 |
| 3 | 精算払額 | 円 |

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付決 定額①	既概算払額②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算払請 求額④	備 考

3 概算払請求の理由

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金に係る財産処分承認申請書

山梨県災害拠点精神科病院整備費補助金により取得した財産について次のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）したいので、山梨県 DPAT 体制強化事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により申請します。

1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）しようとする財産

財産の 種類	財産の 名称	型 式	数 量	取得価格		取 得 年月日	残存価格	
				単 価	金 額		単 価	金 額

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）の内容及びその方法

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

第 号
年 月 日

山梨県知事 氏名 殿

所在地
法人名
代表者名 印

_____年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度山梨
県 DPAT 体制強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額については、
下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5
条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除
税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。